

◆賛否が分かれた議案

※議長は採決には加われません。

議案番号	案件・結果 (賛成=○ 反対=×)	議員名(議席順)	高田和幸	福田伸次	川口知幸	石川貴広	村田明彦	小田芳久	二俣秀明	櫻井勝	河原崎恵士	植田浩之	渥美昌裕	阿形昭	阿南澄男
議案第49号	御前崎市マリナーパーク御前崎オートキャンプ場条例の一部を改正する条例の制定について	可決	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	×	○
発議第4号	御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議について	可決	除斥	×	○	○	○	○	○	○	○	○	※	退席	○
発議第5号	高田和幸議員に対する辞職勧告決議について	可決	除斥	×	○	○	○	×	○	○	○	○	※	退席	○

発議第 4 号、発議第 5 号で退席した阿形昭議員については、議長から厳重注意がありました。

御前崎市議会議員政治倫理規程第10条第2項の措置に関する決議

御前崎市議会政治倫理審査委員会から令和 7 年 6 月 12 日付けで議長へ提出された審査結果報告書によれば、令和 7 年 2 月議会定例会の最終日に上程された「高田和幸議員に対する問責決議」の審議の際の高田和幸議員の発言は、御前崎市議会議員政治倫理規程第 3 条 第 1 号、第 5 号、第 6 号、及び第 7 号に違反するものと認定された。また、令和 7 年 3 月 25、26、31 日、及び 4 月 1 日の高田和幸議員のブログによる情報発信の内容の一部も、御前崎市議会議員政治倫理規程第 3 条 第 1 号に違反するものと認定された。

なお、同報告書の最後には、高田和幸議員に対し「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずるよう求めるとの付帯意見が添えられている。

高田和幸議員に対する措置については、議長から諮問を受けた議会運営委員会において協議され、公平かつ慎重なる審査を行った御前崎市議会政治倫理審査委員会の審査結果及び付帯意見を尊重することが全会一致で確認されている。

よって、御前崎市議会は、高田和幸議員に対し「本会議場における議長からの口頭注意及び本人による謝罪文の朗読」の措置を講ずることを決議するものである。

なお、謝罪文については、次のとおりとする。

謝 罪 文

私は、御前崎市議会政治倫理規程第 10 条第 2 項の措置に関する決議に従い、次のとおり謝罪いたします。

一、市職員に精神的苦痛を与え、職場の健全な環境に悪影響を及ぼした責任が議会事務局職員にあるかのような私の発言は、市民の代表者として、その品位を損なうものであり、議会事務局職員の公正な職務の遂行を妨げるとともに職員を誹謗中傷する発言でありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような発言はいたしません。

一、市役所が嘘をつく組織であると市長が認めているかのような誤解を招く私の発言や市の内部文書である「引継書」を職員から直接入手するという議会のルールを無視した私の行動は、市職員の公正な職務の遂行を妨げるものでありました。私は、このことを深く反省し、今後、このような行動はいたしません。

一、市職員の引継書を入手する過程における私の言動はハラスメント行為と認定されました。私は、このことを深く反省し、今後、このような行動はいたしません。